

水・大気環境保全施策について

平成23年1月 水・大気環境局

①身近な大気生活環境の保全

PM2.5対策

平成22年度から3年を目処に全国的な監視体制の整備を促進。自動測定機と標準測定法の等価性の評価やPM2.5の成分分析のためのガイドライン及びマニュアルの策定を進めているところ。

有害大気汚染物質対策

平成22年10月の「今後の有害大気汚染対策のあり方について(第九次答申)」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し。優先取組物質のうち、ヒ素及びその化合物について指針値を設定。

アスベストの飛散防止対策

建築物の解体工事等を中心にアスベストによる大気汚染の状況を引き続き把握。環境モニタリング手法とその測定結果の評価等に関する検討。モデル自治体を選定し、解体現場等を調査し、解体等の現場の実態を確認し、改善が必要な事項について対策を検討。

風力発電施設からの騒音・低周波音への対応

平成22年度より、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」を実施。今後とも詳細な調査・解析を行い実態の解明に努めていく。

②交通環境負荷の低減

自動車排ガス規制

平成22年7月に「今後の自動車排出ガス低減対策にあり方について(第10次答申)」を答申。ディーゼルトラック・バスのNO_xに係る新たな許容限度目標(平成28～30年実施)を設定。E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策とE10の燃料規格のあり方を提示。引き続き、今後の課題について対策を検討。

自動車NO_x・PM法の実施

総量削減基本方針及び法の見直しについて、昨年7月に諮問。今後、中間報告を受けた後、年度内に総量削減基本方針の変更予定。

③水・土壌環境等の改善

第7次水質総量削減

平成22年3月の「第7次水質総量削減の在り方について」答申を踏まえ、第7次において適用する総量規制基準の設定方法について検討中。今後、総量規制基準の設定方法、総量削減基本方針を策定予定。

これを受けて、関係都府県において、総量削減計画の策定、総量規制基準の設定が行われる。

水環境保全に関する検討会

今後の水環境保全施策の方向性について検討するため、平成21年9月に設置し、同年12月に中間取りまとめを行った。その後さらに検討を重ね、本年度中に最終取りまとめを行う予定。（検討会の最終回は平成23年2月25日）

地下水汚染の未然防止対策

平成22年8月に「地下水汚染の効果的な未然防止対策について」諮問し、現在、水環境部会に設置した地下水汚染未然防止小委員会において審議中。平成23年2月に答申。

カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直し

平成22年4月食品衛生法に基づく米のカドミウムの成分規格が改正されたことを受け、6月にカドミウムに係る土壌環境基準（農用地）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を改正。

④効果的な公害防止取組促進方策の推進

平成22年5月に公布された「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」の施行に向けて政省令の内容の検討を行っているところ。

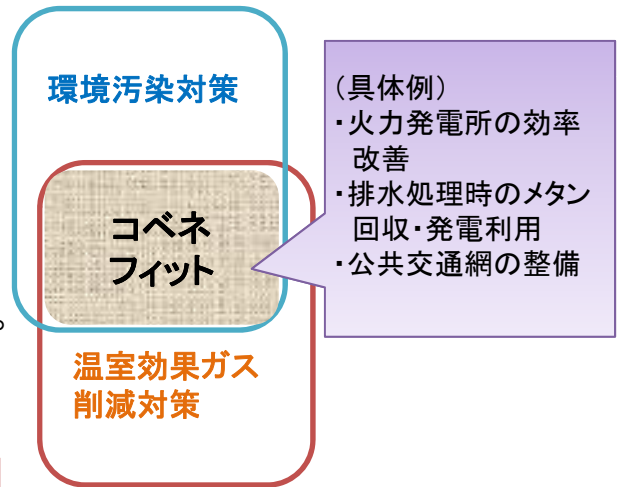
<改正の概要>

- ・ 事業者による記録改ざん等への厳正な対応
→ 水質測定項目・頻度の明確化（省令事項）
- ・ 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進
- ・ 事業者による自主的な公害防止の取組の促進
- ・ 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止
→ 対象となる汚水の種類を指定（政令事項）

⑤「安全・安心」のアジアへの展開

コベネフィット・アプローチの推進

- ・ 大気汚染対策や水質汚濁などの環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に実現するコベネフィット・アプローチは、途上国の温暖化対策として効果的。平成22年11月には国際機関やアジア各国の参加の下、「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」が設立。
- ・ 中国及びインドネシアと共同でコベネフィット型案件の発掘・事業化に向けた調査・研究を実施。コベネフィット型のCDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトに対し初期投資の1/2を補助。



環境対策技術のアジア展開の推進

アジア各国の状況に応じた環境対策技術やモニタリング技術の展開を規制・制度整備、人材育成とのパッケージで推進。中国・ベトナム・インドネシアを対象として共同研究やワークショップ等の協力事業を実施。

アジアEST(環境的に持続可能な交通)地域フォーラム

アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向け、国連地域開発センターと共に行うアジア各国との政策対話。平成22年8月にタイ・バンコクで第5回会合を開催し、ESTの新たな10年の指針を示した「バンコク宣言2020」を採択。平成23年12月にインドで第6回会合を開催予定。

アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行う。水環境のガバナンス強化を目指す取組。平成16年より開始し、日本を含め13カ国が参加。

日中水環境協力(分散型排水処理モデル事業)

平成20年5月に締結した両国環境大臣間の覚書に基づき、中国農村部の6地域(重慶市、江蘇省泰州市など)で、現地に適した分散型排水処理技術を実証するためのモデル事業を実施中。来年度からは新たに窒素・リンの処理を対象としたモデル事業に着手予定。

⑥越境汚染対策の推進

越境大気汚染対策

越境大気汚染（酸性雨含む）及び黄砂に関する国内モニタリングを実施。東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）や日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みでの黄砂共同研究及びオゾン研究協力等の国際協力を推進。

海洋環境保全

漂流・漂着ごみについて、海岸漂着物処理推進法に基づき、実態把握、処理手法の検討等総合的な施策を推進。廃ポリタンクや医療系廃棄物などの外国由来の海洋ごみについては、関係国への調査依頼・申入を行うなどの対応を進めているところ。

海洋汚染問題については、バラスト水管理条約の早期批准・早期発効へ向けた取組等。

※バラスト水：船舶の安全航行のため、船舶内に取り込まれる水。導入・排出時の生態系への影響が指摘されている。